

整理番号：9－2

提言題名：取手地方広域下水道組合令和6年度決算について

**【提言要旨】**

借入金の返済 返した借金が15億円（端数省略）  
借入金 15億円全て返せないから、また12億円借りた  
借入金の利息 借りていた借金の利息3億円を支払った

つまり3億円返したが、借金の利息で3億円支払った  
まだ借金が12億円ある

まず、上記の解釈で間違っていないですか？

その上で、牛久市は4月から下水道料金を値上げしますが  
いまだに多額の借金を抱えている取手市はどうする予定ですか？  
生活が苦しいって皆さん言っているのは御存じだと思います  
(令和8年2月受付)

**【回答要旨】**

下水道事業を所管する取手地方広域下水道組合において、以下のとおり回答を作成いたしました。

1 15億の返済及び12億の借入について

15億円の借入金の返済につきましては、今まで下水道事業を進めてきた令和5年度までの借入金の元金（30年償還）の返済になります。

12億円の新規借入につきましては、令和6年度完成分の下水道事業の借入金になります。

借入金（地方債・公営企業債）の返済額と、借入額については「返済できない分を借りている」という考え方ではございません。公営企業債の趣旨は総務省資料（別添資料参照）に以下のとおり記載されています。

- ①財政支出と財政収入の年度間調整
- ②住民負担の世代間の公平のための調整
- ③一般財源の補完
- ④国の経済政策との調整

上記のとおり、公営企業債を借入れしている趣旨としましては「年度間の調整・世代間の公平」という意味合いが強くなります。このことから、15億円返

済するために資金不足となる 12 億円を新たに借り入れている訳ではございません。

## 2 3 億の返済利息について

借入金の利息 3 億円につきましては、今まで下水道事業を進めてきた令和 5 年度までの借入金の利息（30 年償還）の返済になります。

また、「借入金が多くなると利息を払うことになるから無駄な支出が増えるのではないか」と疑義が生じることもありますが、下水道事業は公営企業債に対する地方交付税措置（地方公共団体間の財源の不均衡を調整する制度）を受けることができるため財政面で不利になることもございません。

## 3 借入金の返済と下水道使用料について

借入金残高（企業債残高約 218 億円）につきましては収支計画に基づいて返済を進めてまいります。また、当組合の支出は企業債返済に加えて下水道事業の運営に要する維持・管理費及び建設改良費がございます。

物価高騰による市場価格の上昇につきましては、下水道事業におきましても維持・管理費及び建設改良費が増大し物価高騰の影響を受けております。

今後も事業計画を精査し支出を抑えることで、経費の削減に最大限取り組むとともに、使用料改定についても検討することもありますので、今後とも下水道事業運営にご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

（排水対策課、取手地方広域下水道組合 令和 8 年 3 月回答）

## 地方債の機能

### ① 財政支出と財政収入の年度間調整

公共施設の建設事業や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行により所要資金を調達することにより、当該事業の円滑な執行が確保できるとともに、これに係る財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能を有している。

### ② 住民負担の世代間の公平のための調整

将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かちことを可能としている。なお、こうしたことから、地方債の償還年限は、その地方債を財源として建設した公共公用施設の耐用年数を超えてはならないこととされている。

### ③ 一般財源の補完

地方債は、その発行年度について見れば、地方税、地方交付税等の一般財源の不足を補完する機能を有しており、一定の機動性と弾力性をもった地方財源の確保方策として重要な役割を担っている。

### ④ 国の経済政策との調整

行政投資の多くが地方公共団体により実施されていることなどから、国が行う経済政策も地方財政と一体となって行われなければ実効性に乏しいが、地方を通じて実施される建設事業費の財源となる地方債は、その発行量の増減によって事業量を調整することが可能であり、景気対策等において重要な機能を果たしている。